

人事委員会年報

令和3年度

静岡市人事委員会

目 次

第1章 組織と運営	
1 人事委員会の設置.....	1
2 人事委員会の構成.....	1
3 人事委員会の開催状況.....	2
4 人事委員会事務局組織及び所掌事務.....	10
5 予算.....	11
第2章 事業概要	
第1 任用	
1 採用試験及び採用選考.....	12
2 個別採用選考.....	17
3 昇任試験.....	17
4 昇任選考.....	17
第2 給与、勤務時間その他の勤務条件	
1 職員の給与等に関する報告及び勧告.....	19
2 条例の制定、改廃に対する意見.....	22
3 規則等の制定、改廃の協議.....	24
4 任命権者からの申請に基づく承認.....	25
5 給与の支払監理.....	26
第3 公平審査及び苦情処理	
1 勤務条件に関する措置要求.....	27
2 不利益処分に関する審査請求.....	27
3 苦情処理.....	27
第4 職員団体	
1 職員団体の登録.....	28
2 管理職員等の範囲.....	29
第5 労働基準監督機関	
1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分.....	34
2 労働基準監督機関としての職権の行使.....	36
第6 人事委員会規則等の制定、改廃	
1 人事委員会規則.....	38
第7 公平委員会事務の受託	
1 受託団体.....	39
2 受託事務内容.....	39

○人事委員会事務局職員名簿

第1章 組織と運営

1 人事委員会の設置

都道府県及び政令指定都市は、地方公務員法第7条第1項の規定により、条例で人事委員会を置くものとされ、また、政令指定都市以外の市で人口15万人以上のもの及び特別区は、同条第2項の規定により、条例で人事委員会を置くことができる。

本市においては、政令指定都市移行時における人事委員会業務の円滑な運営を図るため、平成17年1月14日地方公務員法第7条第2項の規定に基づく静岡市人事委員会設置条例（平成16年静岡市条例第87号）を制定し、人事委員会を設置した。

その後、同年4月1日の政令指定都市移行に伴い、第7条第1項の規定に基づく人事委員会となった。

2 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員をもって構成する合議制の執行機関であり、その委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任することとなっている。

任期は4年であるが、委員会が初めて設置された際の各委員の任期は、4年、3年、2年とすることとされている。

本委員会の委員は、すべて非常勤であり、その構成は次のとおりである。

(令和4年3月31日現在)

職	氏名	任期	備考
委員長	松下光恵	令和2年1月14日から 令和6年1月13日まで	NPO法人代表理事
委員 (委員長職務代理者)	小林正和	平成31年1月14日から 令和5年1月13日まで	元静岡市環境局長
委員	石割誠	令和3年2月15日から 令和7年2月14日まで	弁護士

3 人事委員会の開催状況

	開催年月日	議 案 等
第1回 定例会	令和3年 4月6日	報告 1 職員団体登録事項の変更について 2 令和2年度における苦情相談の実績について
第2回 定例会	令和3年 4月22日	議案 1 労働基準法別表第1の号別区分の決定について 報告 3 令和3年職種別民間給与実態調査の実施について 4 採用候補者及び昇任候補者の選択結果について
第3回 定例会	令和3年 5月11日	議案 2 不利益処分に関する審査請求の受理について 報告 5 転職に係る能力認定の実施通知について 6 会計年度任用職員の採用選考（委任）の実施通知及び結果報告 について
第4回 定例会	令和3年 5月20日	報告 7 勤務延長の状況の報告について 8 令和3年度係長級昇任選考（公募）の申込結果について 9 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の採用選考 （委任）の実施通知について 10 大都市人事委員会連絡協議会委員長会議について
第1回 臨時会	令和3年 6月1日	議案 3 職務に専念する義務の特例の承認について
第5回 定例会	令和3年 6月11日	議案 4 人事委員会業務の状況に関する市長への報告について 報告 11 令和3年度職員採用試験（大学卒程度・短大卒程度（福祉） 及び採用選考（免許資格職（獣医師・薬剤師（行政）・保健師・ 栄養士・精神・保育教諭）の申込結果並びに第1次試験面接等試 験受験対象者数について 12 看護師又は助産師の採用選考（委任）の結果報告について 13 薬剤師の採用選考（委任）の結果報告について
第6回 定例会	令和3年 6月24日	議案 5 令和3年度消防職員昇任試験の実施について 6 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第 10条に基づく職員の号給の決定の承認について

		7 令和3年(審)第1号事案について
現地視察	令和3年 6月24日	視察地 城内中学校
第7回定例会	令和3年 7月2日	報告 14 令和3年度職員採用試験(大学卒程度・短大卒程度(福祉))及び採用選考(免許資格職(獣医師・薬剤師(行政)・保健師・栄養士・精神・保育教諭))の受験状況並びに第1次試験面接等試験受験対象者数について 15 令和3年度消防職員昇任試験(委任)の実施通知について 16 診療情報管理士の採用選考(委任)の実施結果について 17 薬剤師(病院)の採用選考(委任)の実施通知について 18 第129回全国人事委員会連合会総会について
第8回定例会	令和3年 7月26日	議案 8 令和3年度職員採用試験(大学卒程度)及び採用選考(免許資格職(獣医師・薬剤師(行政)・保健師・栄養士・精神・保育教諭))の第1次試験合格者の決定について 報告 19 令和3年職種別民間給与実態調査の実施結果について 20 2021年春闘の状況について 21 第64回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について 22 自治労静岡県本部からの要請書及び静岡教職員組合からの要求書について 23 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の採用選考(委任)の結果報告について 24 育児休業代替任期付職員(保健師)の採用選考(委任)の実施通知について
第9回定例会	令和3年 8月13日	議案 9 令和3年度職員採用試験(大学卒程度(技術))の最終合格者の決定について 10 令和3年(審)第1号事案について 協議 1 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について 報告 25 令和3年人事院勧告の概要等について 26 職員団体登録事項の変更について 27 静岡市教職員組合からの要求書について 28 育児休業代替任期付職員(保健師)の採用選考(委任)の結果報告について

第10回 定例会	令和3年 8月26日	<p>議案</p> <p>11 不利益処分についての審査請求に関する規則等の一部を改正する規則の制定について</p> <p>12 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>協議</p> <p>2 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>29 令和3年職種別民間給与実態調査の結果について</p> <p>30 令和3年職員給与等実態調査の結果について</p> <p>31 転職に係る能力認定の結果報告について</p> <p>32 静岡市職員労働組合連合会からの申し入れ書について</p>
第11回 定例会	令和3年 9月2日	<p>議案</p> <p>13 令和3年度職員採用試験（大学卒程度（技術を除く））及び採用選考（免許資格職（獣医師・薬剤師（行政）・保健師・栄養士・精神））の最終合格者の決定について</p> <p>14 令和3年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験者）の実施計画の変更について</p> <p>協議</p> <p>3 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>報告</p> <p>33 令和3年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験者・障がい者・就職氷河期世代）の申込結果並びに第1次試験面接等試験受験対象者数について</p> <p>34 令和3年度消防職員昇任試験（委任）の日程変更について</p>
第12回 定例会	令和3年 9月10日	<p>協議</p> <p>4 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p>
第13回 定例会	令和3年 9月16日	<p>議案</p> <p>15 令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>16 令和3年度職員採用選考（免許資格職（保育教諭））の最終合格者の決定について</p> <p>報告</p> <p>35 令和3年度主査昇任選考及び主査特別昇任選考（公募）の申込結果について</p>
第14回 定例会	令和3年 9月30日	<p>議案</p> <p>17 条件付採用期間の延長について</p> <p>報告</p>

		<p>36 令和3年度主任保育教諭昇任選考（公募）の申込状況について</p> <p>37 任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>38 医師の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>39 医師の採用選考（委任）の結果報告について</p>
第15回 定例会	令和3年 10月8日	<p>議案</p> <p>18 令和3年（審）第1号事案について 協議</p> <p>5 静岡市職員採用試験（選考）における試験区分の新設について 報告</p> <p>40 令和3年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用 選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験 者・障がい者・就職氷河期世代）の受験状況並びに第1次試験面 接等試験受験対象者数について</p> <p>41 看護教師の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第16回 定例会	令和3年 10月21日	<p>議案</p> <p>19 令和3年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用 選考（免資格職（こども園調理栄養士）・民間企業等職務経験者・ 障がい者・就職氷河期世代）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>20 静岡市職員採用試験（選考）における試験区分の新設について</p> <p>21 条件付採用期間の延長について</p> <p>22 職員の採用選考について</p> <p>23 人事交流等により異動した職員の号給の決定の承認について</p> <p>24 令和3年度静岡市職員に対する給与の支払監理の実施につい て</p>
第17回 定例会	令和3年 11月12日	<p>議案</p> <p>25 令和3年度職員採用試験（短大卒程度・高校卒程度）及び採用 選考（免許資格職（こども園調理栄養士）・障がい者）の最終合 格者の決定について</p> <p>26 令和3年度静岡市職員採用選考（民間企業等職務経験者（保健 師））の実施について</p> <p>27 令和3年（審）第1号事案について 報告</p> <p>42 給料表の改定等について</p>
第18回 定例会	令和3年 11月26日	<p>議案</p> <p>28 令和3年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（技術・保育 教諭）・就職氷河期世代）の最終合格者の決定について</p> <p>29 令和3年度係長級昇任選考（公募）の合格者の決定について</p>

		<p>30 条例案に対する意見について 報告</p> <p>43 地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて</p>
第19回 定例会	令和3年 12月9日	<p>議案</p> <p>31 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>32 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基づく協議について</p> <p>報告</p> <p>44 令和3年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（保健師））の申込結果について</p> <p>45 職員業務説明会の実施について</p> <p>46 任期付短時間勤務職員（消費生活相談員）の採用選考（委任）の結果報告について</p>
第20回 定例会	令和3年 12月17日	<p>報告</p> <p>47 育児休業代替任期付職員（保健師）の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第21回 定例会	令和4年 1月12日	<p>議案</p> <p>33 令和3年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（保健師））の第1次選考合格者の決定について</p> <p>34 令和3年度主査昇任選考及び主査特別昇任選考（公募）の合格者の決定について</p> <p>35 令和3年度主任保育教諭昇任選考の合格者の決定について</p> <p>36 令和3年度消防職員昇任試験最終合格者の決定及び昇任候補者名簿の確定について</p> <p>37 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>協議</p> <p>6 職員の昇任・昇格に係る変更について</p> <p>報告</p> <p>48 育児休業代替任期付職員（保健師）の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>49 看護教師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>50 薬剤師の採用選考（委任）の結果報告について</p> <p>51 静岡市職員労働組合連合会からの要望書について</p>
第22回 定例会	令和4年 1月20日	<p>議案</p> <p>38 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>協議</p> <p>7 職員の昇任・昇格に係る変更について</p>

第23回 定例会	令和4年 2月3日	<p>議案</p> <p>39 令和3年度職員採用選考（民間企業等職務経験者（保健師））の最終合格者の決定について</p> <p>40 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>41 条例案に対する意見について</p> <p>42 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p> <p>43 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>44 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部改正について</p> <p>45 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について</p> <p>協議</p> <p>8 静岡市職員の任用に関する規則の一部改正に伴う意見公募手続について</p> <p>9 静岡市職員採用試験（選考）における受験資格の一部改正について</p> <p>10 静岡市職員採用試験（選考）の実施方法の一部変更について</p>
第24回 定例会	令和4年 2月16日	<p>議案</p> <p>46 条例案に対する意見について</p> <p>47 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>48 静岡市職員採用試験（選考）における受験資格の一部改正について</p> <p>報告</p> <p>52 令和4年度職員採用試験（選考）の日程について</p>
第25回 定例会	令和4年 2月28日	<p>議案</p> <p>49 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>報告</p> <p>53 看護師又は助産師の採用選考（委任）の実施通知について</p>
第26回 定例会	令和4年 3月11日	<p>議案</p> <p>50 事務局職員の任免について</p> <p>51 令和4年度職員採用試験（大学卒程度・短大卒程度・高校卒程度）及び採用選考（免許資格職・民間企業等職務経験者・障がい者・就職氷河期世代）の実施について</p> <p>52 特定任期付職員の任期の更新の承認について</p> <p>53 一般任期付職員の任期の更新の承認について</p> <p>54 勤務延長の期限の延長の承認について</p>

		<p>55 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>56 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について</p> <p>57 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>58 昇任段階及び基準年数表の改正について</p> <p>59 職員の採用選考について</p> <p>60 人事交流等により異動した職員の号給の決定の承認について報告</p> <p>54 静岡市職員に対する給与の支払監理の実施結果について</p> <p>55 令和3年度 労働基準監督機関の職権に係る事業場調査の実施結果について</p>
第27回 定例会	令和4年 3月24日	<p>議案</p> <p>61 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>62 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正について</p> <p>63 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>64 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の制定について</p> <p>65 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則第6条に基づく別段の取扱いの承認について</p> <p>66 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部改正について</p> <p>67 静岡市職員の給与に関する条例第41条の規定に基づく協議について</p> <p>68 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第20条の規定に基づく協議について</p> <p>69 静岡市教育職員の給与に関する条例第15条の規定に基づく協議について</p> <p>70 市長の権限に属する事務の委任の廃止に関する協議について</p>
第28回 定例会	令和4年 3月30日	<p>議案</p> <p>71 静岡市職員の任用に関する規則の一部改正について</p> <p>72 静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部改正について</p> <p>73 令和4年度係長級職員昇任選考（公募）の実施について</p> <p>74 令和3年（審）第1号事案について</p> <p>75 静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則の一部改正について</p>

	<p>76 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第24条の規定に基づく協議について</p> <p>77 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>78 教育職員等の初任給の特例の承認について</p> <p>79 静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第41条等の規定に基づく職員の号給の決定の承認について</p> <p>報告</p> <p>56 歯科医師の採用選考（委任）の実施通知について</p> <p>57 職員の厚生福利制度について</p>
--	---

4 人事委員会事務局組織及び所掌事務

令和3年4月1日現在の事務局の組織及び所掌事務は、次のとおりである。

○ 組織（14人）

事務局長 1人

事務局次長 1人

審査給与係 係長 1人 副主幹 1人 主査 2人 会計年度任用職員 2人

任用係 次長補佐兼係長 1人 副主幹 1人 主査 3人

会計年度任用職員 1人

○ 所掌事務

審査給与係

- (1) 人事委員会の会議に関すること。
- (2) 人事記録の管理に関すること。
- (3) 人事に関する統計報告に関すること。
- (4) 人事委員会規則、訓令等の制定及び改廃に関すること。
- (5) 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関すること。
- (6) 給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利制度その他職員に関する制度についての調査研究に関すること。
- (7) 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- (8) 給与の支払の監理に関すること。
- (9) 分限及び懲戒に関すること（任命権者が所掌する事務を除く。）。
- (10) 勤務条件に関する措置の要求に関すること。
- (11) 不利益処分についての審査請求に関すること。
- (12) 職員団体の登録に関すること。
- (13) 管理職員等の範囲に関すること。
- (14) 労働基準監督機関の職権行使に関すること。
- (15) 職員の苦情処理に関すること。
- (16) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。
- (17) 退職管理に関すること。
- (18) 研修及び人事評価についての調査研究に関すること。
- (19) 人事評価についての勧告に関すること。
- (20) 事務局の人事に関すること。
- (21) 公印に関すること。
- (22) 予算及び決算に関すること。
- (23) 所管に係る情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (24) 危機管理に関すること。

任用係

- (1) 競争試験及び選考に関すること。

5 予算

令和3年度における本委員会の予算は、次のとおりである。

○ 歳出

2款 総務費 7項 人事委員会費 1目 人事委員会費 107,900千円
(人件費を含む。)

(内 訳)

科 目	予 算 額 (単位：千円)
1節 報酬	12,346
2節 給料	49,365
3節 職員手当等	30,609
7節 報償費	510
8節 旅費	1,730
9節 交際費	10
10節 需用費	1,328
11節 役務費	1,333
12節 委託料	4,245
13節 使用料及び賃借料	3,736
17節 備品購入費	50
18節 負担金、補助及び交付金	2,638
計	107,900

第2章 事業概要

第1 任用

職員の任用は、地方公務員法及び静岡市職員の任用に関する規則（以下「任用規則」という。）に基づき、成績主義及び平等取扱いの原則を基本理念として行っている。

職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとされている。ただし、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げないとされており（地方公務員法第17条の2）、これに基づき本委員会では選考によることができる職を任用規則で規定している。

また、静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（以下「委任規則」という。）により、消防士の昇任試験に関する事務の一部と、人事委員会が定める職への採用に係る選考を任命権者に委任している。

本委員会が実施した令和3年度の採用及び昇任に係る試験及び選考の実施状況は、次のとおりである。

1 採用試験及び採用選考

任用規則第4条第1項に基づく採用に係る試験及び第10条に基づく採用を選考によることができる職のうち第11条第1項ただし書に基づき公募により行う採用選考（委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）の令和3年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 日程

試験区分	試験	選考	第1次試験			第2次試験	最終合格発表日
			筆記試験日	面接等試験日	合格発表日		
大学卒程度 (事務(創造力枠))	○		令和3年 6月20日(日)	—	令和3年 7月26日(月)	令和3年 8月22日(日)	令和3年 9月2日(木)
大学卒程度 (事務(創造力枠) 及び技術を除く。)	○			令和3年 7月5日(月) ～ 7月14日(水)		令和3年 7月31日(土) ～ 8月26日(木)	
大学卒程度(技術)	○			令和3年 8月4日(水) 8月5日(木)		令和3年 8月13日(金)	
短大卒程度(福祉)	○			令和3年 7月31日(土) ～ 8月26日(木)		令和3年 9月2日(木)	
免許資格職 (獣医師・薬剤師(行政) ・保健師・栄養士・精神)		○		令和3年 7月31日(土) ～ 9月9日(木)		令和3年 9月16日(木)	
免許資格職 (保育教諭)		○					

試験区分	試験	選考	第1次試験			第2次試験	最終合格発表日
			筆記試験日	面接等試験日	合格発表日		
障がい者を対象とした採用選考		○	令和3年9月19日(日)		令和3年10月21日(木)	令和3年10月29日(金)	
短大卒程度 (福祉を除く。)	○		令和3年 9月26日(日)	令和3年 10月12日(火) 10月13日(水)	令和3年 10月21日(木)	令和3年 11月1日(月) ～ 11月5日(金)	令和3年 11月12日(金)
高校卒程度	○						
免許資格職 (こども園調理栄養士)		○					
民間企業等 職務経験者 (土木・建築・保育教諭)		○		—		令和3年 11月6日(土) 11月13日(土) 11月14日(日)	令和3年 11月26日(金)
民間企業等 職務経験者 (保健師)		○	令和3年 12月19日(日)	—	令和4年 1月12日(水)	令和4年 1月13日(木) ～ 1月16日(日) 1月23日(日)	令和4年 2月3日(木)
就職氷河期世代を 対象とした採用選考		○	令和3年 9月26日(日)	令和3年 10月11日(月)	令和3年 10月21日(木)	令和3年 10月30日(土) 11月8日(月)	令和3年 11月26日(金)

(2) 実施状況

試験区分		申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)	
			受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)		
大学卒 程度	事務	創造力枠	50	35	10	10	2	17.5
		A	494	401	158	152	97	4.1
		B	38	24	8	8	4	6.0
		学芸員	22	14	6	6	2	7.0
	福祉		21	18	9	9	6	3.0
	心理		10	8	5	5	2	4.0
	技術	土木	21	16	10	10	8	2.0
		建築	7	7	6	6	4	1.8
		電気	5	5	3	3	1	5.0
		機械	7	5	3	3	2	2.5
		化学	11	10	6	6	1	10.0
	小中学校事務		24	21	12	12	4	5.3
	消防士		103	92	33	31	17	5.4

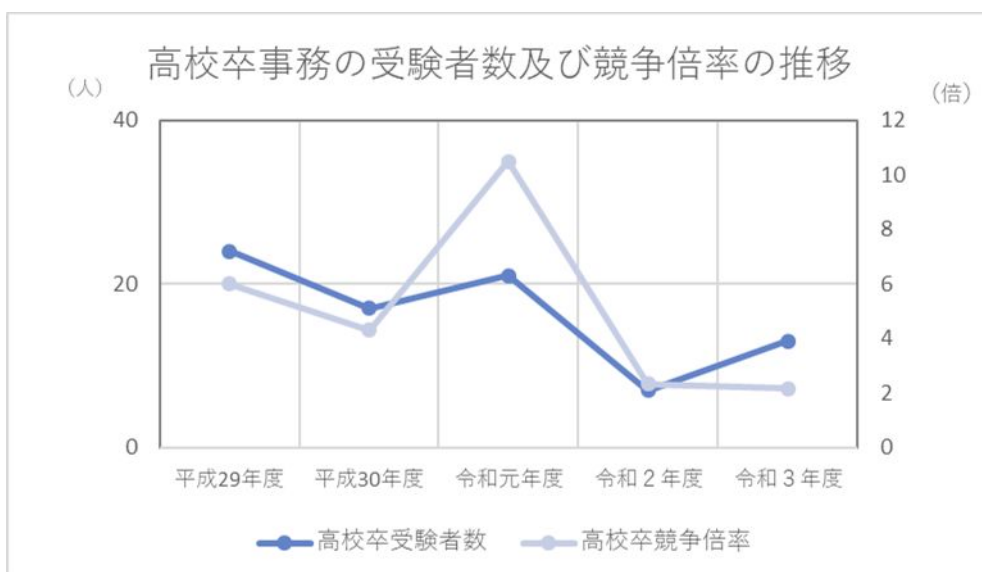
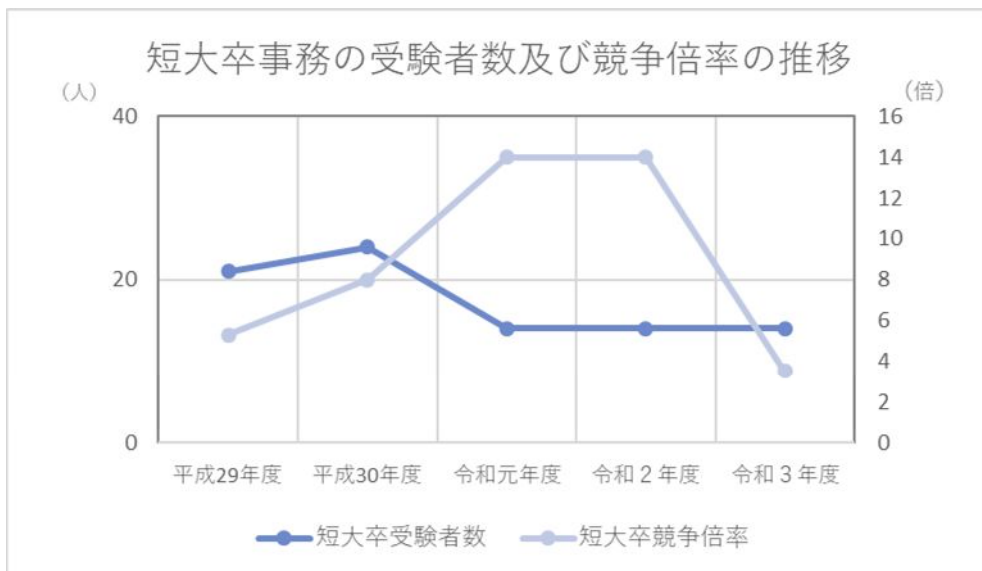
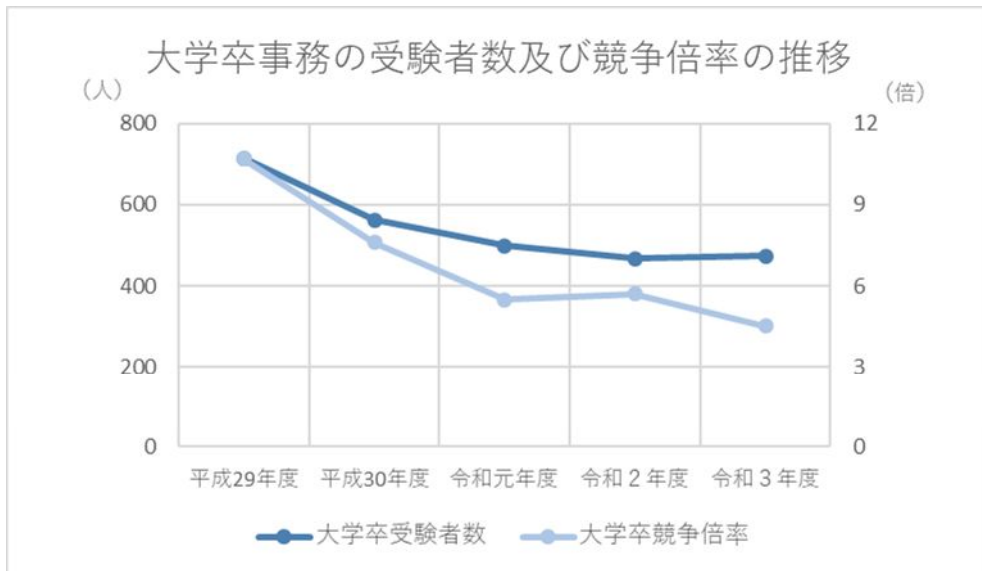
試験区分		申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)	
			受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)		
免許 資格職	獣医師	3	3	2	2	2	1.5	
	薬剤師(行政)	4	3	3	3	1	3.0	
	保健師	23	19	17	17	11	1.7	
	栄養士	44	37	9	9	2	18.5	
	精神	2	1	1	1	1	1.0	
	保育教諭	84	81	68	67	49	1.7	
	こども園調理栄養士	18	16	4	4	1	16.0	
短大卒 程度	事務	21	14	7	7	4	3.5	
	福祉	1	0	—	—	—	—	
	消防士	25	24	9	9	2	12.0	
高校卒 程度	事務	14	13	12	12	6	2.2	
	技術	土木	6	5	5	5	4	1.3
		建築	2	2	2	2	2	1.0
		電気	1	1	1	1	1	1.0
		機械	1	1	1	1	1	1.0
		水道技術	1	1	1	1	1	1.0
	消防士	87	79	21	21	12	6.6	
障がい者	事務	21	17	10	10	3	5.7	
民間企業等 職務経験者	土木	10	8	8	8	7	1.1	
	建築	9	8	8	8	3	2.7	
	保健師	23	22	21	20	11	2.0	
	保育教諭	25	25	25	24	20	1.3	
就職氷河期世代	事務	100	78	12	12	4	19.5	
合 計		1,338	1,114	516	505	298	3.7	

参考：平成29年度以降の事務（大学卒・短大卒・高校卒程度）の受験者数、
合格者数及び競争倍率の推移

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
大学卒	受験者数(人)	715	562	499	468	474
	合格者数(人)	67	74	90	82	105
	競争倍率(倍)	10.7	7.6	5.5	5.7	4.5
短大卒	受験者数(人)	21	24	14	14	14
	合格者数(人)	4	3	1	1	4

	競争倍率 (倍)	5.3	8.0	14.0	14.0	3.5
高校卒	受験者数 (人)	24	17	21	7	13
	合格者数 (人)	4	4	2	3	6
	競争倍率 (倍)	6.0	4.3	10.5	2.3	2.2

※ 受験者数は第1次試験の受験者数



2 個別採用選考

任用規則第10条に基づく選考によることができる職への採用選考（公募により行う採用選考及び委任規則により任命権者に委任している選考を除く。）については、令和3年度の実施状況は、次のとおりである。

職務の級		人数	根拠規定
行政職給料表	7級	1	任用規則第10条第5号
	6級	1	
合 計		2	

3 昇任試験

任用規則第4条第2項に基づく昇任に係る試験の令和3年度の実施状況は、次のとおりである。

(1) 日程

試験区分	第1次試験 実施日	第1次試験 合格発表日	第2次試験 実施日	最終合格 発表日
消防司令	令和3年 10月18日（月）	令和3年 11月5日（金）	令和3年 12月2日（木） ～ 12月9日（木）	令和4年 1月18日（火）
消防司令補	10月19日（火）			
消防士長	10月21日（木）			

(2) 実施状況

試験区分	申込者数 (人)	第1次試験		第2次試験		競争倍率 (倍)
		受験者数 (人)	合格者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	
消防司令	83	83	27	27	19	4.4
消防司令補	A	139	32	32	21	6.6
	B	5	2	2	2	2.5
消防士長	A	37	34	34	31	1.2
	B	0	—	—	—	—
合 計	264	264	95	95	73	3.6

4 昇任選考

任用規則第10条の2に基づく昇任選考の令和3年度の実施状況は、次のとおりである。

なお、平成20年度から平成26年度まで、人事委員会において、主任主事・主任技師等昇任選考、幹部職昇任候補者選考、主査特別昇任選考及び主任保育士昇任選考を公募により実施していた。平成27年度から、人事委員会において、主査昇任選考、主査特別昇任選考、主任保育教諭昇任選考及び係長級昇任選考を公募により実施している。

(1) 日程

選考区分	第1次選考 実施日	第1次選考 合格発表日	第2次選考 実施日	最終合格 発表日
係長級	令和3年 8月2日(月)	令和3年 9月10日(金)	①筆記試験(小論文) 令和3年 9月29日(水) ②口述試験 令和3年 10月22日(金) 10月25日(月) 10月26日(火)	令和4年 2月16日(水)

選考区分	選考実施日	合格発表日
主査	令和3年10月20日(水)	令和4年1月18日(火)
主査特別	令和3年10月20日(水)	
主任保育教諭	令和3年11月17日(水)	

(2) 実施状況

選考区分	申込者 (人)	受験者 (人)	第1次選考 合格者(人)	最終合格者 (人)	最終合格率 (%)	
係長級	事務	237	235	47	42	17.9
	技術	119	117	23	18	15.4
	合計	356	352	70	60	17.0

選考区分	申込者数 (人)	受験者数 (人)	合格者数 (人)	合格率(%)	
主査	主任主事	371	364	50	13.7
	主任技師	186	185	23	12.4
	合計	557	549	73	13.3
主査特別	60	60	5	8.3	
主任保育教諭	5	5	5	100.0	

第2 給与、勤務時間その他の勤務条件

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、地方公務員法の規定により、給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会や長に提出し、又はその講ずべき措置を勧告することができる。

本委員会は、この規定に基づき、令和3年9月16日に「職員の給与等に関する報告及び勧告」を市議会議長及び市長に対し行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 報告

① 職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である市内290の民間事業所から116事業所を抽出し、4月分の給与について職種別に調査を行った。

なお、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

② 公民比較

ア 月例給

本市職員と市内の民間従業員について、責任の度合、学歴、年齢の給与決定要素が同等と認められる者の4月分の給与を、ラスパイレス方式により比較した。

その結果は、次のとおりである。

民間給与	職員給与	較 差
380,289 円	380,378 円	△89 円 (△0.02%)

(職員平均年齢 41.1歳)

イ 特別給

本市職員の期末・勤勉手当と令和2年8月から令和3年7月までの1年間において、市内の民間事業所で支払われた特別給との比較は、次のとおりである。

民間支給月数	職員支給月数	支給月数の差
4.32 月	4.45 月	△0.13 月

③ 給与の改定について

ア 給料表

令和3年4月における公民給与は、ほぼ均衡しており、改定を見送り

イ 期末・勤勉手当

支給月数を0.15月分引き下げ、期末手当から差し引く。

(年間支給月数4.45月→4.30月)

④ 改定の実施時期

条例の公布の日からとする。

⑤ 本市の給与制度上の課題

ア 本市における給与制度の総合的見直し

令和3年の調査においても、初任給及び30歳台前半までの職員給与が民間給与と比較して低くなっている反面、30歳台半ばから40歳台までの職員給与が民間給与と比較して高い傾向が引き続き見受けられた。

イ 等級別基準職務表について

平成26年度から係制を導入し、係長級の職については、静岡市事務分掌規則において「所属員を指揮監督する」とされ、主査の「分担事務を掌理する」とは異なり、係の業務を監督する重要な職責であるとされた。

一方、給料は、地方公務員法において、「その職務と責任に応ずるものでなければならない。」とされ、また、静岡市職員の給与に関する条例においても、「職員の職務はその複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するもの」とされている中、本市条例の行政職給料表等級別基準職務表において係長級は主査と同一の職務の級に格付けられている。

ウ 給与制度の改善に向けた取組

上記課題に対し、有為な人材の確保及び年齢や職責ごとの公民較差の是正といった観点、また、職務給の原則といった観点からも給与制度の改善に向けた取組が必要である。

なお、取り組むにあたっては、係長級と主査の職務の級を分離し、本委員会が平成29年から報告してきたとおり民間給与との比較における制度上の課題を総合的に考慮し、バランスの取れた給与体系とするため、給料表の見直しなどを検討されたい。

エ 改定の実施時期

令和4年4月1日から実施する。

⑥ 人事・給与制度及びその他の勤務条件

ア 人材の確保と育成

(ア) 人材の確保

社会全体の迅速なデジタル化が強く要請されており、市内のデジタル化を進めるとともに、その担い手となるデジタル人材の確保が課題となっている。情報系の専門的な素養を持つ有為な人材の確保について、採用試験の実施や民間人材からの登用も含め、早急な検討が必要である。

(イ) 人材の育成

人事評価制度については、任命権者は制度の目的が十分に反映されるよう、職員の能力及び実績を的確に把握、評価して、それらに基づきデータベースを構築し、昇任、異動などの任用行為に資するとともに、職員のキャリア形成を図り、真の適材適所に寄与するものとするよう努められたい。

(ウ) 女性職員の登用

管理職に占める女性の割合を、令和5年度当初には12%以上とする目標を

掲げている。本年4月時点で13.2%と目標を達成しているが、女性の活躍は組織全体を活性化させ、優秀な人材の確保・育成につながるものとして、引き続き女性職員の登用を推進していく必要がある。

(エ) 障がい者の活躍推進

令和3年の本市の障がい者雇用率は、法定雇用率を満たしておらず、他都市と比較しても低い水準である。このため、国や他都市の取組も参考に、障がい者雇用の促進について調査・研究を進めるとともに、率先して障がい者を雇用することが重要である。

イ 勤務環境の整備

(ア) 長時間労働の是正

管理監督者においては、組織内の業務量を把握し、的確かつ適切にマネジメントをすることが必要であり、職位に応じた役割を認識し、業務配分や人員配置など引き続き柔軟な対応が求められる。職員においては、自らの業務の進め方の見直しや、職員同士の協力による業務効率化を図り、長時間労働の是正に対する意識を、より一層向上させる必要がある。

教育委員会においては、各学校の状況を把握した上で、在校等時間の長時間化を防ぐため、必要な環境整備等の推進に努められたい。

(イ) 柔軟な働き方と仕事と家庭の両立支援

本年は人事院から、国会及び内閣に対して、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が行われたところである。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、国の動向を注視して、本市においても必要な措置の検討を行うことが必要である。

(ウ) メンタルヘルス対策の推進

職員の心身の健康を維持するには、長時間労働の是正や有給休暇の取得促進等に加え、管理監督者によるラインケアや同僚等による職場における精神的な支え合いに留意し風通しの良い職場づくりに努めるとともに、ストレスチェックの結果を踏まえて、職場環境の改善を行うなど、制度を効果的に運用していくことが必要である。

(エ) ハラスメント対策の推進

任命権者においては、引き続き、ハラスメント防止対策が適切に実施されるよう、職員に対し、制度や相談・調査機関についての継続的な周知や各種研修等による意識向上を図るとともに、各所属においては、声を上げやすい環境づくりや職場風土の醸成に努められたい。

ウ 定年の引上げ

本市における定年の引上げについては、令和5年4月の施行に向け関係条例及び規則の制定・改正が必要となるため、定年の引上げが円滑に行われるよう組織の規模、職員の年齢構成等の実情を踏まえ、早期に必要な準備を進めていくことが求められる。

また、高齢期の職員が、その能力等を活用して後進の育成に取り組むとともに、様々な分野で活躍できるよう、引き続き各職員のキャリアビジョンに基づき、配属等の意向を把握し、能力及び実績に基づく人事管理により適材適所の登用・配置を進め、業務に精通・熟練した職員を育成するための方策を引き続き検討していく必要がある。

エ 市民からの信頼確保

職員の不祥事については、窃盗の疑いで逮捕された事案や公然わいせつの疑いで逮捕された事案等が相次いで発生し、市民の信頼を損ねる事件が起きている。職員の不祥事は、それが一部の者による行為であっても、市政全般の信用を失墜させ、市政運営に大きく影響するものである。

市職員として、法令を遵守し、職務倫理を保持することや、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することは、公務員の基本として強く求められるところである。

オ 会計年度任用職員制度の運用

任命権者においては、制度の趣旨に沿った運用を継続していくため、今後も常勤職員との均衡を考慮するとともに、国や他都市の動向を注視しながら、引き続き適正な勤務条件となるよう努める必要がある。

(2) 勧告

① 本年の給与改定

ア 期末手当・勤勉手当

民間における支給状況及び報告で述べたことがらを考慮して改定すること。

イ 改定の実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

② 給与制度上の課題への対応

本市における給与制度上の課題への対応については、報告で述べたことがらを考慮して、令和4年4月1日から実施すること。

2 条例の制定、改廃に対する意見

地方公務員法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

本委員会が議会からの意見聴取に対し意見の申出を行った条例及び意見の内容は、次のとおりである。

意見申出 年 月 日	議案（条例）名	意見
令和3年 11月26日	静岡市職員の給与に関する条例及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	この条例案は、本委員会が行った令和3年職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿った内容となっており、異議はありません。
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
令和4年 2月3日	静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、静岡市立清水病院における看護職員の処遇改善に伴い、給料の調整額に関する規定を改めるため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
令和4年 2月16日	静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	この条例案は、一般職の任期付職員について、初任給及び昇給等の基準を改めるなど、常勤職員との権衡を図るため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、給与制度の見直しに伴い、行政職給料表等を改めるため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	この条例案は、人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件等を改めるため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
	静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	この条例案は、会計年度任用職員について、給料表を改めるなど、常勤職員との権衡を図るため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。

	静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正について	この条例案は、静岡市立高等学校の定時制課程の廃止に伴い、定時制通信教育手当に関する規定を削除するため、所要の改正をしようとするものであり、異議はありません。
--	---------------------------	--

3 規則等の制定、改廃の協議

「静岡市職員の給与に関する条例」等に基づく規則を制定し、又は改廃しようとするときは、市長等はあらかじめ人事委員会と協議しなければならないとされている。

また、「静岡市職員の給与に関する条例」等の規定により市長等が定めることとされている事項のうち人事委員会が指定するものについて定め、又はこれを変更し、若しくは廃止しようとするときも、同様としている。

本委員会に市長等から協議依頼があった規則案等は次のとおりであり、いずれも同意する旨の回答をした。

通 知 年月日	協 議 の 内 容
令和3年 12月9日	静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について (2) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について
令和4年 2月3日	静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市立清水病院に助産師、看護師及び准看護師として勤務するパートタイム会計年度任用職員の報酬の特例について
令和4年 3月11日	静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市立小学校及び中学校の教育職員等のへき地手当に関する規則の一部改正について 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの (1) 静岡市立の高等学校に勤務するスクール・サポート・スタッフの給与の特例について 静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの（専決処理） (1) 静岡市立清水病院に勤務する会計年度任用職員（医師・歯科医

	師及び臨床研修医を除く。)の給与の特例について
令和4年 3月24日	<p>静岡市職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>(2) 静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(4) 静岡市職員の管理職手当に関する規則の一部改正について</p>
	<p>静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p> <p>(2) 静岡市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について</p>
	<p>静岡市教育職員の給与に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 静岡市教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>(2) 静岡市立学校の教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正について</p> <p>(3) 静岡市教育職員定時制通信教育手当支給規則の廃止について</p>
	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの(専決処理)</p> <p>(1) 静岡市立清水病院に助産師、看護師及び准看護師として勤務する会計年度任用職員の報酬の特例について</p>
令和4年 3月30日	<p>静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づくもの</p> <p>(1) 会計年度任用職員のうち、正規職員を退職し、正規職員と同等の知識及び技能を持つと市長が認める者の給与の特例について</p> <p>(2) 移住・定住コンシェルジュの給与の特例について</p> <p>(3) 競輪開催時警備員隊長の給与の特例について</p> <p>(4) 産業振興支援員の給与の特例について</p> <p>(5) 学生寮舎監の給与の特例について</p>

4 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する人事委員会規則において、任命権者が人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

本委員会に任命権者から申請のあった事項は、次のとおりである。

(1) 給与関係

承認年月日	任命権者	内 容
令和3年 6月24日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について

令和3年 10月21日	静岡市長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
令和4年 2月3日	静岡市長	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則第10条に基づく職員の号給の決定の承認について
令和4年 3月11日	静岡市 教育長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条等の規定に基づく人事交流等により異動した場合の号給の決定の承認について
令和4年 3月24日	静岡市長	静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則第6条に基づく別段の取扱いの承認について
令和4年 3月30日	静岡市 教育長	静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
令和4年 3月30日	静岡市 教育長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第16条及び静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則第10条の規定に基づく初任給の特例の承認について
令和4年 3月30日	静岡市長	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則第41条等の規定に基づく職員の号給の決定の承認について

5 給与の支払監理

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため、職員の給与について支払監理を行った。

(1) 調査対象課

2課

(2) 調査時期

令和3年11月5日から令和4年2月24日まで

第3 公平審査及び苦情処理

1 勤務条件に関する措置要求

地方公務員法の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、当局により適当な措置が執られるよう要求することができる。

この要求があったときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、権限を有する機関に対し必要な勧告をする。

令和3年度における勤務条件に関する措置の要求の事案はなかった。

2 不利益処分に関する審査請求

地方公務員法の規定により、職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して、審査請求をすることができる。

この審査請求を受理したときは、本委員会は、中立な立場で審査を行い、その結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取り消し、必要がある場合は任命権者にその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行う。

令和3年度における不利益処分に関する審査請求の事案は1件あり、係属状況は次のとおりである。

審査請求	係属事案数		処理事案数			次年度繰越
	前年度繰越	新規	却下	取下げ	判定	
		1			1	

3 苦情処理

地方公務員法の規定により、人事委員会は、勤務条件に関する措置要求及び審査請求に至らないような勤務条件その他の人事管理に関する職員からの苦情を処理する。

令和3年度においては10件の相談があり、その内容と件数の状況は、次のとおりである。

内容	勤務時間	任用	パワハラ	いじめ	その他	計
相談件数 (件)	2	1	4	1	2	10

第4 職員団体

1 職員団体の登録

職員団体とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である。

職員団体の登録制度は、職員団体が一定の要件を備えて民主的に組織されていることを公平・中立な第三者機関である人事委員会が確認し、公証する制度である。

本委員会に登録されている職員団体の令和3年度における登録事項の変更状況は、次のとおりである。

職員団体の名称	登録年月日	登録変更年月日	変更内容
静岡市職員組合	平成15年6月27日	令和3年7月29日	役員名簿の変更
静岡市立清水桜が丘高等学校教職員組合	平成15年6月27日	—	—
ユニオン仲間	平成19年9月13日	令和3年8月4日	役員名簿の変更
静岡教職員組合	平成28年4月5日	平成3年4月1日	役員名簿の変更
静岡市教職員組合	平成29年5月25日	—	—

2 管理職員等の範囲

職員のうち管理職員等とそれ以外の職員は、同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている。

(令和4年3月31日現在)

機関		職		
各任命権者共通		局長 局次長 部長 担当部長 理事 参与 課長 担当課長 参事		
議会事務局		事務局長 事務局次長		
市長部局		市理事 連携調整監 統括監		
市長公室		市長公室長		
秘書課		課長補佐 市長、副市長又は政策官の秘書を担当する主幹、副主幹及び主査 係長		
東京事務所		東京事務所長		
危機管理総室		危機管理総室長 危機管理総室次長		
総務局	総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 行財政改革に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査（企画に関する事務を担当する者に限る。） 組織管理係長 行財政改革推進係長		
	政策法務課	課長補佐 例規審査を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長		
	人事課	課長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事 係長		
	職員厚生課	課長補佐 係長		
企画局	企画課	課長補佐 政策企画・調整係長		
財政局	財政部	財政課	課長補佐 予算を担当する主幹、副主幹及び主査 係長	
		管財課	課長補佐 庁内取締りに関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 庁舎管理係長	

		公営競技事務所	公営競技事務所長 公営競技事務所次長	
	税務部	市民税課	課長補佐	
		駿河税務センター	所長	
		清水市税事務所	清水市税事務所長	
市民局		戸籍管理課	課長補佐	
		斎場	場長	
		井川支所	井川支所長	
観光交流文化局			まちは劇場推進監	
		文化財課	課長補佐	
		三保松原文化創造センター	所長	
		登呂博物館	館長	
		文化振興課	課長補佐	
		芹沢銈介美術館	館長	
		日本平動物園	日本平動物園長	
環境局		環境保健研究所	環境保健研究所長	
		収集業務課	課長補佐	
		収集センター	所長	
		廃棄物処理課	課長補佐	
		清掃工場	場長	
		衛生センター	所長	
保健福祉長寿局			健康長寿推進監	
		地域包括ケア推進本部	地域包括ケア推進本部長 地域包括ケア推進本部次長	
	健康福祉部		健康づくり推進課	課長補佐
			口腔保健支援センター	所長
			障害者歯科保健センター	所長
			保険年金管理課	課長補佐
			井川診療所	診療所長
			地域リハビリテーション推進センター	地域リハビリテーション推進センター所長
	保健衛生医療部		こころの健康センター	こころの健康センター所長 事務長
			動物指導センター	動物指導センター所長
			看護専門学校	校長 副校長 事務長 教務長

			技監
		保健所	保健所長
		保健所清水支所	保健所清水支所長
	清水病院		病院長 病院参与 副病院長 診療部長 事務局長 薬剤部長 看護部長 医療技術部長 病院技監 看護部各科の科長 薬剤科長 医療技術部各科の科長 技監 副技監 看護師長
		教育研修・病院事業管理室	教育研修・病院事業管理室長
		医療安全管理室	医療安全管理室長 副室長
		感染防止対策室	感染防止対策室長
		治験・臨床研究管理室	治験・臨床研究管理室長 副室長
		病院総務課	課長補佐 係長
	子ども未来局	こども園課	課長補佐
		こども園	園長
		待機児童園	園長
		児童相談所	児童相談所長
経済局	商工部	中央卸売市場	市場長
	農林水産部	経済事務所	経済事務所長
都市局	都市計画部	都市計画事務所	都市計画事務所長
建設局	土木部	土木事務所	土木事務所長
	区役所		区長 副区長
		健康支援課	課長補佐
		東部保健福祉センター	所長
		北部保健福祉センター	所長
		藁科保健福祉センター	所長
		大里保健福祉センター	所長
		長田保健福祉センター	所長
		蒲原保健福祉センター	所長

	井川支所	支所長
	長田支所	支所長
	蒲原支所	支所長
	福祉事務所	福祉事務所長
	蒲原出張所	蒲原出張所長
会計部局		会計管理者
	会計室	会計室長
	静岡会計課	課長補佐 資金管理に関する事務を担当する主幹、副主幹及び主査 総務係長 出納係長
教育委員会事務局		教育統括監
	教育局	教育調整監
	教育総務課	課長補佐 組織及び職務権限に関する事務並びに職員の任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事（企画に関する事務を担当するものに限る。） 係長
	教職員課	課長補佐 任免、服務、給与及び福利厚生に関する事務、教職員の人事評価に関する事務、教職員の職員団体に関する事務並びに教職員の定数に関する事務を担当する主幹、副主幹、主査及び主事（企画に関する事務を担当するものに限る。） 係長 管理主事
教育委員会の機関	教育センター	所長
	自然の家	所長
	特別支援教育センター	所長
	学校給食センター	所長 由比学校給食センターの次長
	図書館	館長
	学校	
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
	高等学校	校長 副校長 教頭 事務長
選挙管理委員会事務局		事務局長 事務局次長 事務局参与 事務局理事
区選挙管理委員会事務局		事務局長 事務局次長

人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、 副主幹、主査及び主事 係長
監査委員事務局	事務局長 事務局次長 次長補佐 企画に関する事務を担当する主幹、 副主幹、主査及び主事 係長
農業委員会事務局	事務局長 事務局次長

第5 労働基準監督機関

地方公務員法により、労働基準法等の規定中職員に関して適用されるものを適用する場合における職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公共団体の行う労働基準法別表第1に掲げる同表第11号（郵便又は電気通信の事業）、第12号（教育、研究又は調査の事業）及び別表第1に掲げる事業に該当しない官公署の事業に従事する職員（企業職員及び技能労務職員を除く。）については、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととされている。

1 労働基準法別表第1に規定する適用事業の号別区分

本市の事業所が労働基準法別表第1各号のいずれに該当するかの号別区分は、本委員会と静岡労働局が協議して決定した。

この号別区分の状況は、次のとおりである。

（令和4年3月31日現在）

人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（269事業所）

号別	事業内容	部局別	事業所名
12	教育・研究・調査の事業 (207)	市長(67)	生涯学習交流館(5)、看護専門学校(2)、環境保健研究所、日本平動物園、登呂博物館、芹沢銈介美術館、こども園(56)
		教育委員会 (140)	小学校(80)、中学校(38)、小中学校(5)、高等学校(2)、教育センター、特別支援教育センター、自然の家、図書館（分館含む。）(12)
別表第1の各号に属さない事業(62)		市長(18)	静岡庁舎・葵区役所、清水庁舎・清水区役所、駿河区役所、支所(3)、東京事務所、福祉事務所（出張所含む。）(4)、三保松原文化創造センター、児童相談所、産業振興課、中央卸売市場、中山間地振興課、葵北道路整備課、新インターチェンジ周辺整備課
		消防(35)	消防局、消防署本署(9)、庵原分署、出張所(23)、航空課
		教育委員会	教育委員会事務局
		選挙管理委員会(4)	選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務局(3)
		人事委員会	人事委員会事務局
		監査委員	監査委員事務局
		農業委員会	農業委員会事務局
		議会	議会事務局

労働基準監督署が労働基準監督機関の職権を行使する事業所（120事業所）

号別	事業内容	部 局 別	事 業 所 名
1	製造・加工業 (80)	市長(41)	こども園の給食調理室(41)
		水道(5)	配水場(2)、浄水場(2)、水質試験センター（水質管理課）
		下水道(3)	浄化センター(3)
		教育委員会 (31)	学校給食センター(10)、学校の給食調理室(21)
3	土木・建築業	下水道	下水道維持課分室
8	商業(5)	市長(5)	斎場(3)、霊園事務所(2)
13	保健・衛生業 (23)	市長(23)	市立病院、井川診療所、保健福祉センター(10)、保健所（支所含む。）(2)、こころの健康センター、待機児童園(3)、動物指導センター(2)、口腔保健支援センター、障害者歯科保健センター、地域リハビリテーション推進センター
14	娯楽・接客業 (2)	市長(1)	公営競技事務所
		教育委員会(1)	学生寮
15	焼却・清掃業 (8)	市長(8)	清掃工場(2)、最終処分場、収集センター(3)、衛生センター(2)
17	その他の 事業所	上下水道局	上下水道局

(注) この表に掲げられていない事業所は、静岡市の組織上その直近上位にあたる事業所に含まれるものとする。

2 労働基準監督機関としての職権の行使

労働基準監督機関として令和3年度において職権を行使した事項は、次のとおりである。

(1) 労働基準法関係

解雇予告除外認定

労働基準法によれば、使用者は労働者を解雇しようとするときは、少なくとも30日前に予告をしなければならないとされているが、「労働者の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合で、使用者が行政官庁の認定を受けたもの」については、これらの規定が適用除外となる。

令和3年度においては、2件の解雇予告除外認定を行った。

(2) 労働安全衛生法関係

各種報告書の受理

労働安全衛生法等の規定に基づく各種報告書の受理の状況については、次のとおりである。

項 目	令和3年度の受理件数
総括安全衛生管理者の選任報告	4
安全管理者の選任報告	0
衛生管理者の選任報告	13
定期健康診断の結果報告	9

(3) 事業場調査関係

労働基準法第101条、労働安全衛生法第91条に基づく事業場調査の実施状況については、次のとおりである。

① 実施時期

令和3年12月から令和4年2月まで

ア 事業場を対象とする定期調査について

(ア) 書面調査時期 令和3年12月から令和4年1月まで

(イ) 実地調査時期 当初、令和4年1月から同2月までの間で調整したが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮して実地を中止し、代替チェックシートによって実施。

② 調査対象及び内容等

ア 事業場を対象とする定期調査

(ア) 調査対象 7事業場

(イ) 調査方法 書面調査、実地調査代替チェックシート

イ 労働安全衛生に関する定期調査

(ア) 調査対象 職員厚生課等、建築総務課、管財課

- (イ) 調査方法 書面調査
- ウ 諸課題に対する個別調査
- (ア) 調査対象 25事業場
- (イ) 調査方法 書面調査

第6 人事委員会規則等の制定、改廃

人事委員会は、法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定することができることとされている。

令和3年度において、本委員会が制定し、又は改正した規則は、次のとおりである。

1 人事委員会規則

番 号	公布年月日 施行年月日	名 称	制定改廃
令和3年 第9号	令和3年8月26日 令和3年9月1日	不利益処分についての審査請求に関する規則等	一部改正
令和4年 第1号	令和4年2月3日 令和4年4月1日	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則	一部改正
令和4年 第2号	令和4年3月24日 令和4年4月1日	静岡市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則	一部改正
令和4年 第3号	令和4年3月24日 令和4年4月1日	管理職員等の範囲を定める規則	一部改正
令和4年 第4号	令和4年3月24日 令和4年4月1日	静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則	規則制定
令和4年 第5号	令和4年3月24日 令和4年4月1日	静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則	一部改正
令和4年 第6号	令和4年3月30日 令和4年4月1日	静岡市職員の任用に関する規則	一部改正
令和4年 第7号	令和4年3月30日 令和4年4月1日	静岡市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則	一部改正
令和4年 第8号	令和4年3月30日 令和4年4月1日	静岡市会計年度任用職員の職務の級及び号給に関する規則	一部改正
令和4年 第9号	令和4年3月30日 令和4年4月1日	静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則	一部改正

第7 公平委員会事務の受託

地方公務員法第7条第4項の規定により、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理することができることとされている。

これに基づき本委員会は、次のとおり公平委員会事務を受託している。

1 受託団体

(令和4年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
静岡県後期高齢者医療 広域連合	静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階	平成19年2月2日

2 受託事務内容

地方公務員法第8条第2項に規定する次に掲げる事務

- (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- (2) 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- (3) 職員の苦情を処理すること。
- (4) 法律に基づきその権限に属せしめられた事務

人事委員会事務局職員名簿

(令和4年3月31日現在)

事務局長 梶山 雅代

事務局次長 西島 弘道

(審査給与係)

(任用係)

審査給与係長 伊藤 勝宏

次長補佐兼
任用係長 魚谷 妙子

副主幹 赤川 弥生

副主幹 海野 大昌

主査 近藤 祐介

主査 油井 直子

主査 福島 弘貴

主査 井上 史華

会計年度
任用職員 奥山 玲奈

主査 廣畑 雅之

会計年度
任用職員 小林 直子

会計年度
任用職員 廣瀬 陽子

人事委員会年報(令和3年度)

◎発行年月 令和4年7月
◎編集・発行 静岡市人事委員会事務局
〒420-8602
静岡市葵区追手町5番1号
TEL 054-221-1674